

令和5年度 後期選抜募集要項

福島県立相馬高等学校

〒976-0042 福島県相馬市中村字大手先57番地の1
TEL 0244-36-1331 FAX 0244-36-6149

1 募集定員

- 普通科 募集定員 120名から前期選抜の合格者数を除いた数
理数科 募集定員 40名から前期選抜の合格者数を除いた数
(前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。)

2 出願資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 普通科は次の区域内に居住する者
 - ① 固定区 (相馬市・相馬郡新地町・南相馬市(鹿島区・原町区))
 - ② 共通区 (相馬郡飯舘村・南相馬市小高区)
 - ③ 隣接学区 (双葉学区・県北学区)
ただし、隣接学区からの入学許可は普通科第1学年生徒定員の20%以内とする。
 - ④ 宮城県 (丸森町・山元町)
ただし、宮城県からの出願については福島県の前期選抜受検者に限り認める。
※上記①～④以外からの出願者については、指定された出願に必要な書類のほか①～④に該当する区域に保護者が居住することになることを証明する書類を提出しなければならない。また、県外からの出願者は、さらに他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を提出しなければならない。
- (4) 理数科は県内通学区域の制限はない。(宮城県丸森町及び山元町からの出願については福島県の前期選抜受検者に限り認める。)
- (5) 前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

3 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 入学願書 福島県教育委員会所定の用紙。なお、志願者氏名欄は本人自署とし、押印不要とする。
 - ② 調査書 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書
 - ③ 受験票用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書 福島県教育委員会所定の用紙。なお、志願者氏名欄は本人自署とし、押印不要とする。
 - ② 健康診断書 令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの。ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除できる。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、学科名、志願者氏名を記入したもの。
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者は、入学願書に不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 中学校長は本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

4 出願手続き

- (1) 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙、自己申告書用紙は福島県教育委員会(相双教育事務所)より受け取る。
- (2) 本校に出願する者は、他の公立高等学校を併願してはならない。
- (3) 入学願書に志望学科(普通科・理数科)を明記する。
- (4) 理数科を志願する者のうち、本校普通科の通学区域又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。また、普通科を志願する者は、本校の理数科を第二志望とすることを認める。(ただし、普通科・理数科ともに後期選抜を実施する場合に限る。)
- (5) 出願手続き完了後に、後期選抜受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書は、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

5 出願期間及び受付時間・場所

- (1) 期 間 令和5年3月16日(木)から3月17日(金)までとする。
- (2) 時 間 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、速達・簡易書留の郵便料金664円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和5年3月17日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (3) 場 所 相馬高等学校事務室

6 自己申告書の提出

- (1) 自己申告書用紙は、入学願書とともに福島県教育委員会(相双教育事務所)より配布される。
- (2) 中学校において不登校及び保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。
- (3) 志願者は必要事項を記入した後、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留の郵便料金404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。なお、志願者氏名欄は本人自署とし、押印不要とする。
- (4) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。
- (5) 提出期間は、令和5年3月16日(木)から3月22日(水)までとする。郵送の場合には、3月22日(水)必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 出願先変更

- (1) 志願者は、令和5年3月20日(月)に、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- (2) 本校の理数科と普通科の間で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者は、直接、本校校長に提出する。
- (3) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者は、直接、変更先の高等学校長に提出する。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。個人面接では、中学校での活動状況、将来の希望などを問う。面接については、点数化し、60点満点とする。
- (3) 作文
作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の考えや思いを述べる作文とする。作文については、点数化し、50点満点とする。

10 後期選抜日程等及び持参物

- (1) 日 時 令和5年3月23日(木) 午前8時30分までに本校に集合・点呼
- (2) 会 場 相馬高等学校
- (3) 日 程 ① 8時40分～ 8時50分 日程説明・諸注意
② 9時00分～10時00分 作文(普通科・理数科ともに)
③ 10時20分～(終了次第下校) 面接(同上)
- (4) 持参物 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
※ 持ち込めないもの 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類

11 合格者発表

- (1) 令和5年3月24日(金)午後3時以降に発表する。
- (2) 合格者には、合格通知書を交付するので、受験票と引き替えに受領すること。

12 その他

- (1) 後期選抜を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第4 新型コロナウイルス感染症対応選抜」の「2 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程」に出願することができる。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願手続き等で不明な点は、相馬高等学校に問い合わせること。